

札幌市立大学大学院デザイン研究科 外国人研究生の出願資格の変更について

【2019年10月入学・2020年4月入学】以降の入学対象

札幌市立大学大学院デザイン研究科外国人研究生の出願要件を【2019年10月入学・2020年4月入学】以降の選抜から、次のとおり変更する。

以下、札幌市立大学大学院デザイン研究科外国人研究生募集要項から抜粋

【変更前】

2 出願資格

次の(1)、(2)いずれにも該当する者

- (1) 大学を卒業した者、若しくは入学の時期までに卒業見込みの者、又は大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）において、大学入学に支障のない在留資格を有する者、又は本学入学により有することとなる者



【変更後】

2 出願資格

次の(1)、(2)、(3)いずれにも該当する者

- (1) 大学を卒業した者、若しくは入学の時期までに卒業見込みの者、又は大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）において、大学入学に支障のない在留資格を有する者、又は本学入学により有することとなる者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験（2018年度第1回、2018年度第2回、2019年度第1回、2019年度第2回のいずれか）の本学が指定した科目（日本語）を受験した者で、「読解」、「聴解・聴読解」および「記述」の合計点が240点（450点満点）以上の者、または独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施した日本語能力試験（JLPT）のN2に合格した者

※ 上記の日本留学試験の年度は、2019年10月入学・2020年4月入学の出願者が対象となります。翌年度以降は、毎年変更となります。